

# 確 認 書

箕面市地域公共交通活性化協議会（以下「甲」という。）と阪急バス株式会社（以下「乙」という。）は、バス車両調達契約（平成 22 年 3 月 26 日締結）により購入する車両（以下「当該車両」という。）について、次のとおり確認書を交換する。

（所有者及び使用者）

第 1 条 当該車両の所有者及び使用者は、乙とし、乙の責任のもとで使用し、良好な状態を維持するものとする。

（運行等）

第 2 条 当該車両については、甲が実施する「新たなバス交通」の実証運行又は本格運行以外の目的で使用しないものとする。

2 当該車両の使用により、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙の責任において、その賠償額を負担する。

（処分等）

第 3 条 実証運行又は本格運行の見直し等により、「新たなバス交通」として不要となった場合については、乙所有の搭載品を除き、当該車両の法定耐用年数を考慮して、乙は甲の指示に従い、バス車両を甲若しくは箕面市に無償譲渡又は処分等を行うものとする。

2 当該車両を処分した場合は、その処分により得られた利益については、甲又は箕面市に帰属するものとする。

（その他）

第 4 条 本確認書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、誠意をもって甲・乙協議するものとする。

本確認書交換の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 22 年（2010 年） 3 月 26 日

甲 住所 箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号  
氏名 箕面市地域公共交通活性化協議会 会長

乙 住所 大阪府池田市井口堂 1 丁目 9 番 2 1 号  
氏名 阪急バス株式会社  
取締役社長